

訪問看護サービス

重要事項説明書

医	療	保	険
---	---	---	---

介	護	保	険
---	---	---	---

24QQ 訪問看護ステーション

24QQ 訪問看護ステーション武蔵関事務所

重要事項説明書

1 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	24QQ 訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	1363390277
事業所所在地	東京都武蔵野市境 1-7-18
連絡先 相談担当者名	TEL 050-5810-4048 FAX 050-3164-2876 訪問看護管理者 隅 若菜
事業所の通常の 事業の実施地域	武蔵野市・三鷹市・小金井市全域、練馬区(関町・上石神井、立野町)、 杉並区(松庵・西荻)、西東京市(田無町・南町・保谷町・東伏見・向台町・ 柳沢・新町)、調布市(深大寺東町・北町・南町・元町)一部地域

事業所名称	24QQ 訪問看護ステーション武蔵関事務所
介護保険指定 事業所番号	1363390277
事業所所在地	東京都練馬区関町南 4-19-6
連絡先 相談担当者名	TEL 050-5810-4048 FAX 050-3164-2876 訪問看護管理者 隅 若菜
事業所の通常の 事業の実施地域	武蔵野市・三鷹市・小金井市全域、練馬区(関町・上石神井、立野町)、 杉並区(松庵・西荻)、西東京市(田無町・南町・保谷町・東伏見・向台町・ 柳沢・新町)、調布市(深大寺東町・北町・南町・元町)一部地域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援・要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。
運営の方針	ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日
営 業 時 間	9時から18時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から日曜日
サービス提供時間	24時間対応

(5) 事業所の職員体制

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	人	1人		
看護職員	3人	人	3人	人
理学療法士	1人	人	2人	人
言語聴覚士	人	人	人	人
作業療法士	人	人	1人	人
医療事務	1人	人	1人	人

2 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 日常生活の援助、健康状態の観察、終末期の看護 ② 医師の指示に基づき、医療処置やカテーテル類の管理 ③ リハビリテーション

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員、リハビリテーション職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ② 利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
 - ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

【訪問看護費】

	単位数	利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分未満	314	3469 円	347 円	694 円	1041 円
30 分未満	471	5204 円	521 円	1041 円	1562 円
30 分以上 1 時間未満	823	9094 円	910 円	1819 円	2729 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128	12464 円	1247 円	2493 円	3740 円
理学療法士等による訪問の場合（1 回につき）	294	3248 円	325 円	650 円	975 円

注：夜間（18:00～22:00）または早朝（6:00～8:00 の場合） 上記単位数の 25%増

注：深夜（22:00～6:00）の場合 上記単位数の 50%増

【その他加算】

		単位数	利用料			
			10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
複数名訪問加算（Ⅰ）	30 分未満 1 回につき	+254	2806 円	281 円	562 円	842 円
	30 分以上 1 回につき	+402	4442 円	445 円	889 円	1333 円
複数名訪問加算（Ⅱ）	30 分未満 1 回につき	+201	2221 円	223 円	445 円	667 円
	30 分以上 1 回につき	+317	3502 円	351 円	701 円	1051 円
長時間訪問看護加算	1 回につき	+300	3315 円	332 円	663 円	995 円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	ステーションの場合 1 月につき	+600	6630 円	663 円	1326 円	1989 円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	ステーションの場合 1 月につき	+574	6342 円	635 円	1269 円	1903 円
特別管理加算（Ⅰ）	1 月につき	+500	5525 円	553 円	1105 円	1658 円

特別管理加算（Ⅱ）	1 月につき	+ 250	2762 円	277 円	553 円	829 円
専門管理加算	1 月につき	+ 250	2762 円	277 円	553 円	829 円
ターミナルケア加算	死亡月につき	+ 2,500	27625 円	2763 円	5525 円	8288 円
遠隔死亡診断補助加算	1 回につき	+ 150	1657 円	166 円	332 円	498 円
初回加算（Ⅰ）	1 月につき	+ 350	3867 円	387 円	774 円	1161 円
初回加算（Ⅱ）	1 月につき	+ 300	3315 円	332 円	663 円	995 円
退院時共同指導加算	1 回につき	+ 600	6630 円	663 円	1326 円	1989 円
看護・介護職員連携強化加算	1 回につき	+ 250	2762 円	277 円	553 円	829 円
看護体制強化加算（Ⅰ）	1 月につき	+550	6077 円	608 円	1216 円	1824 円
看護体制強化加算（Ⅱ）	1 月につき	+200	2210 円	221 円	442 円	663 円
口腔連携強化加算	1 回につき （1 月に 1 回を限度）	+ 50	552 円	56 円	111 円	166 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	ステーション及び医療機関の場合 1 回につき	+6	66 円	7 円	14 円	20 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	ステーション及び医療機関の場合 1 回につき	+3	33 円	4 円	7 円	10 円

【介護予防訪問看護費】

	単位数	利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分未満	303	3348 円	335 円	670 円	1005 円
30 分未満	451	4983 円	499 円	997 円	1495 円
30 分以上 1 時間未満	794	8773 円	878 円	1755 円	2632 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090	12044 円	1205 円	2409 円	3614 円
理学療法士等による訪問の場合（1 回につき）	284	3138 円	314 円	628 円	942 円

注：夜間（18:00～22:00）または早朝（6:00～8:00 の場合） 上記単位数の 25%増

注：深夜（22:00～6:00）の場合 上記単位数の 50%増

【その他加算】

		単位数	利用料			
			10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
複数名訪問加算 (Ⅰ)	30 分未満 1 回につき	+254	2806 円	281 円	562 円	842 円
	30 分以上 1 回につき	+402	4442 円	445 円	889 円	1333 円
複数名訪問加算 (Ⅱ)	30 分未満 1 回につき	+201	2221 円	223 円	445 円	667 円
	30 分以上 2 回につき	+317	3502 円	351 円	701 円	1051 円
長時間訪問看護加算	1 回につき	+300	3315 円	332 円	663 円	995 円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	ステーションの場合 1 月につき	+600	6630 円	663 円	1326 円	1989 円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	ステーションの場合 1 月につき	+574	6342 円	635 円	1269 円	1903 円
特別管理加算 (Ⅰ)	1 月につき	+500	5525 円	553 円	1105 円	1658 円
特別管理加算 (Ⅱ)	1 月につき	+250	2762 円	277 円	553 円	829 円
専門管理加算	1 月につき	+250	2762 円	277 円	553 円	829 円
初回加算 (Ⅰ)	1 月につき	+350	3867 円	387 円	774 円	1161 円
初回加算 (Ⅱ)	1 月につき	+300	3315 円	332 円	663 円	995 円
退院時共同指導加算	1 回につき	+600	6630 円	663 円	1326 円	1989 円
看護体制強化加算	1 月につき	+100	1105 円	111 円	221 円	332 円
口腔連携強化加算	1 回につき (1 月に 1 回を限度)	+50	552 円	56 円	111 円	166 円
サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ)	1 回につき	+6	66 円	7 円	14 円	20 円
サービス提供体制 強化加算 (Ⅱ)	1 回につき	+3	33 円	4 円	7 円	10 円

【医療保険】

		金額	基本利用料		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護基本療養費 (Ⅰ) (1 日 1 回につき)	週 3 回まで	5550 円	555 円	1110 円	1665 円
	週 4 回以降	6550 円	655 円	1310 円	1965 円

緩和・褥瘡ケアの専門看護師（同一日に共同の訪問看護）		12850 円	1285 円	2570 円	3855 円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物居住者 同1日に2人）	週3回まで	5550 円	555 円	1110 円	1665 円	
	週4回以降	6550 円	655 円	1310 円	1965 円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物居住者 同1日3人以上）	週3回まで	2780 円	278 円	556 円	834 円	
	週4回以降	3280 円	328 円	656 円	984 円	
緩和・褥瘡ケアの専門看護師（同一日に共同の訪問看護）		12850 円	1285 円	2570 円	3855 円	
訪問看護療養費（Ⅲ）		8500 円	850 円	1700 円	2550 円	
訪問看護管理療養費 （1日につき）	月の最初	7670 円	767 円	1534 円	2301 円	
	訪問看護管理療養費 1	3000 円	300 円	600 円	900 円	
	訪問看護管理療養費 2	2500 円	250 円	500 円	750 円	
早朝・夜間加算（6:00-8:00,18:00-22:00）		2100 円	210 円	420 円	630 円	
深夜加算(22:00-6:00)		4200 円	420 円	840 円	1260 円	
難病等複数回訪問加算 （同一建物居住者 同1日に2人）	1日2回の訪問	4500 円	450 円	900 円	1350 円	
	1日3回以上の訪問	8000 円	800 円	1600 円	2400 円	
難病等複数回訪問加算 （同一建物居住者 同1日3人以上）	1日2回の訪問	4000 円	400 円	800 円	1200 円	
	1日3回以上の訪問	7200 円	720 円	1440 円	2160 円	
複数名訪問看護加算	看護師(週1回)		4500 円	430 円	860 円	1290 円
	准看護師(週1回)		3800 円	380 円	760 円	1140 円
	看護補助者(週3回)		3000 円	300 円	600 円	900 円
	看護補助者 (毎日) ※5	1回同一建物2人	3000 円	300 円	600 円	900 円
		1回同一建物3人以上	2700 円	270 円	540 円	810 円
		2回同一建物2人	6000 円	600 円	1200 円	1800 円
		2回同一建物3人以上	5400 円	540 円	1080 円	1620 円
		3回同一建物2人	10000 円	1000 円	2000 円	3000 円
		3回同一建物3人以上	9000 円	900 円	1800 円	2700 円

【その他加算】

		金額	基本利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	6800 円	680 円	1360 円	2040 円
	上記以外	6520 円	652 円	1304 円	1956 円

情報提供療養費	(1月につき)	1500 円	150 円	300 円	450 円
緊急時訪問看護加算	月 14 日目まで	2650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目以降	2000 円	200 円	400 円	600 円
特別管理加算 (月 1 回)	(Ⅰ)	5000 円	500 円	1000 円	1500 円
	(Ⅱ)	2500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	(1月につき)	8000 円	800 円	1600 円	2400 円
特別管理指導加算		200 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算		6000 円	600 円	1200 円	1800 円
在宅患者連携指導加算	(1月につき)	3000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレス加算 (1月に2回)		2000 円	200 円	400 円	600 円
ターミナルケア療養費		25000 円	2500 円	5000 円	7500 円
長時間訪問看護加算		5200 円	520 円	1040 円	1560 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		780 円	78 円	156 円	234 円

【精神訪問看護】

		提供時間	金額	基本利用料		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
精神訪問看護基本療養費 (Ⅰ) (1日1回につき)	週3回まで	30分以上	5550 円	555 円	1110 円	1665 円
		30分未満	4250 円	425 円	850 円	1275 円
	週4回以降	30分以上	6550 円	655 円	1310 円	1965 円
		30分未満	5100 円	510 円	1020 円	1530 円
精神訪問看護基本療養費 (Ⅲ) (同一建物居住者 同1日に2人)	週3回まで	30分以上	5550 円	555 円	1110 円	1665 円
		30分未満	4250 円	425 円	850 円	1275 円
	週4回以降	30分以上	6550 円	655 円	1310 円	1965 円
		30分未満	5100 円	510 円	1020 円	1530 円
精神訪問看護基本療養費 (Ⅲ) (同一建物居住者 同1日3人以上)	週3回まで	30分以上	2780 円	278 円	556 円	834 円
		30分未満	2130 円	213 円	426 円	639 円
	週4回以降	30分以上	3280 円	328 円	656 円	984 円
		30分未満	2550 円	255 円	510 円	765 円
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の最初		7670 円	767 円	1534 円	2301 円
	訪問看護管理療養費 1		3000 円	300 円	600 円	900 円
	訪問看護管理療養費 2		2500 円	250 円	500 円	750 円
早朝・夜間加算 (6:00-8:00,18:00-22:00)			2100 円	210 円	420 円	630 円
深夜加算(22:00-6:00)			4200 円	420 円	840 円	1260 円

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※ 緊急時訪問看護加算は、24 時間対応できる体制を整備し、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。

※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に算定します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等

と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

- ※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 地域区分別の単価(3級地 11.05円)を含んでいます。
- ※ 死後の処置について：死後の処置（エンゼルケア）は、10,000円を実費徴収させていただきます。

3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	1提供当りの料金の50%を請求いたします。
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供当りの料金の100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月末日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
--	--

② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者が指定する下記の口座への振り込み 多摩信用金庫（金融機関コード 1360） 境支店（店番 055）普通 0131156 カ）ハウカンソウゴウケンキユウジヨ (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）
--	---

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援・要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	訪問看護管理者 隅 若菜
-------------	--------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体拘束

(1) 当事業者においては、原則として、ご利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止します。

(2) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助します
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げません。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努めます。
- ④ ご利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げません。やむを得ず安全確保を優先する場合は身体拘束委員会において検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただけるよう援助します。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下のことに留意します

- ① 本人または他のご利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、以下の 3 要素全てを満たした場合のみ、ご利用者・ご家族への説明と同意を得るものとします。

○切迫性：利用者やほかの利用者の生命や身体に危険が及ぶ可能性が高い場合

○非代替性：身体拘束以外に代替する方法がない場合

○一時性：身体拘束は一時的なものである場合

- ② 身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努めます。

8 保険証類の確認・更新

(1) 利用開始にあたって「介護保険証」「健康保険証」など関係証書類一式を提出ください。

(2) 保険証類に変更・更新があった場合も、必ず提出してください。

9 ご利用者・代理人・ご家族等の連絡先の確認・更新

(1) 利用開始にあたってご利用者・代理人および緊急連絡先となるご家族等の方に対し、住所、電話番号の確認をさせて頂きます。なお、日中・夜間で連絡がつきづらくなる場合は、繋がりやすい電話番号をそれぞれ確認させていただきます。

(2) 利用開始後、住所や電話番号に変更が生じる場合は、事前にご連絡をお願い致します。なお、特別な事情により事前にご連絡頂けない場合は、事後速やかにご連絡ください。

10 非常災害発生時の対応

非常災害が発生した際は、東京都及び市町村の指示に従い対応します。そのため、予定の時間に訪問ができない場合があります。また、電波環境等の問題により、電話連絡等も困難になる可能性があります。ご了承ください。

11 事業継続計画（BCP）の作成等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

(1) 感染症予防及び感染症の発生時の対応（衛生管理を含む）

- ・事業所は、施設等における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備するとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求め、必要な処置を講じます。
- ・厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

(2) 非常災害対策

事業所に災害に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害に関する取組みを行います。

- ① 防災対応：消防計画に基づき速やかに消火活動、避難・誘導にあたります。
- ② 防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ③ 防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者およびご利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

13 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者の親族等へ連絡します。

14 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	訪問看護事業者が利用者などの第三者に身体障害を与え、または財物を滅失・破損もしくは汚損した場合に、被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 見舞金、初期対応費用、人格権侵害による賠償損害等も補償の対象となります。

15 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 24QQ 訪問看護ステーション	所在地 東京都武蔵野市境 1-7-18 電話番号 050-5810-4048 ファックス番号 050-3164-2876
【市町村（保険者）の窓口】 武蔵野市福祉部高齢福祉課	所在地 武蔵野市緑町 2-2-28 本庁舎 1 階 電話番号 0422-60-1940 ファックス番号 0422-51-9218
【公的団体の窓口】 東京都国民保険団体連合会	所在地 千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 電話番号 03-6238-0011

上記内容について、事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、重要事項を説明しました。

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日		年 月 日
事業 者	所 在 地	東京都武蔵野市境 1-7-18
	法 人 名	株式会社訪看総合研究所
	代 表 者 名	代表取締役 隅 若菜
	事 業 所 名	24QQ 訪問看護ステーション
	説 明 者 氏 名	

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	